

令和2年度(2020年度)運動施設使用要望書

使用施設	【施設名】 _____	使用面	
	【競技内容】 _____	面／面／面 面／面／面	<input type="checkbox"/> 別紙
		◆ 面～面計 面	
使用目的	【大会名等】 _____	使用予定人数	人
	【目的】 _____		
使用日時	【第1希望】 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分 ----- 【第2希望】 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分	<input type="checkbox"/> 別紙詳細	
使用責任者	【連絡先】 TEL _____ FAX _____ MAIL _____		
添付書類	大会プログラム 運営要綱 その他 () (駐車場・準備など)		
特記事項			
年 月 日			
上記のとおり要望いたします。			
団体 _____			
住所 〒 _____			
公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団			
理事長 中 村 敬 殿 _____			
代表者 _____			
印 _____			
登録番号	_____	電話番号	_____
	_____	MAIL	_____
スポーツ事業課処理欄			
上記のとおり予約受付をよろしいか。			受 付
課長	主査	主任	
		係	台帳記載
			システム入力
			通知処理

※太線内を記入してください。

別紙 (使用日時/使用面)

使用施設	大会名	使用日時			面数	使用予定 人数
		第1 第2	月 日 () 月 日 ()	: ~ : :		
		第1	月 日 ()	: ~ :		人
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		人
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		人
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		人
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		人
		第2	月 日 ()			
		第1	月 日 ()	: ~ :		
		第2	月 日 ()			

利用時間帯

1. 陸上競技場

全日 8時45分 ~ 16時45分
 午前 8時45分 ~ 12時45分
 午後 12時45分 ~ 16時45分

2. 野球・ソフトボール(ナイター設備はありません)

使用期間	使用時間	
4月 1日 ~ 10月31日	午前A	8:45 ~ 10:45
	午前B	10:45 ~ 12:45
	午後A	12:45 ~ 14:45
	午後B	14:45 ~ 16:45
	午前A	9:30 ~ 11:30
	午前B	—
11月 1日 ~ 12月28日 3月20日 ~ 3月31日	午後A	11:40 ~ 13:40
	午後B	13:50 ~ 15:50

3. 上柚木テニスコート(8面)

使用期間	使用時間	
3月 ~ 9月	午前A	8:00 ~ 10:00
	午前B	10:00 ~ 12:00
	午後A	12:00 ~ 14:00
	午後B	14:00 ~ 16:00
	午後C	16:00 ~ 18:00
	午前A	8:30 ~ 10:30
10月 ~ 2月	午前B	10:30 ~ 12:30
	午後A	12:30 ~ 14:30
	午後B	14:30 ~ 16:30

団体各位

上柚木公園指定管理者

(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団

スポーツ事業課長

令和2年度(2020年度)上柚木公園運動施設使用要望書の提出について

平素より、上柚木公園運動施設をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

標記使用要望書につきましては、下記諸項目にご留意の上ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出期限について

提出期限は12月15日(日)です。期限後に提出された要望書につきましては、期限までに受け付けされた要望書の調整後の処理となりますのでご注意ください。

2. 提出方法について

要望書の提出は、陸上競技場事務所窓口への原本の持参 又は郵送を原則とします。

3. 陸上競技場天然芝フィールドの使用について

サッカー・ラグビーなどにつきましては、運動施設使用基準に基づき、八王子市内を活動の拠点とする連盟・協会等の競技団体が主催する大会(公式戦の準決勝・決勝戦、親善・交流試合、講習会)を承認の目安としておりますので、あらかじめご了承ください。

4. 使用日の取り消しについて

使用日の取り消しは、施設の有効利用に支障をきたします。十分な日程調整の上、必要最小限の要望とされますようご注意ください。

なお、取り消し手続きは所定の様式(取り消し依頼書)によるものとし、使用日一週間前までに手続きが完了しない場合には、施設使用料を申し受けます。また、予備日につきましても同様といたしますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

上柚木公園陸上競技場管理事務所

TEL 042-675-0227

団体要望にかかる誓約書

1. 暴力団の利益となる使用又は利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。

暴力団による使用又は利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、許可後に暴力団の利益となる使用又は利用であることが判明した場合は、許可を取り消します。
(八王子市暴力団排除条例第8条)

公財) 八王子市学園都市文化ふれあい財団

理事長 中村 敬 殿

年 月 日

団体名 _____

住 所 干 _____

代表者名 _____ (印)

連絡先 _____

【上柚木公園からのお知らせ】

下記のとおり、団体利用に関して令和元年10月より変更がありました。
各詳細につきましては別紙「屋外運動施設使用料・使用期間等の変更」にてご確認ください。
そのほか、ご不明な点は上柚木公園管理事務所までお問合せ願います。

1. 陸上競技場・野球・ソフトボール場

- ・「超過料金(延長料金)」の導入
- ・「入場料を徴収する場合の特別徴収額」の変更

【お問合せ】

上柚木公園管理事務所
(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団
〒192-0373 八王子市上柚木2-40-1
TEL: 042-675-0227
FAX: 042-675-0228
上柚木公園HP: <http://kaniyugi-park.com/>



屋外運動施設 使用料・使用期間等の変更



2019年10月から変更いたします。ご利用者皆様のご理解をお願いいたします。

陸上競技場個人利用「高校生」枠の設定

個人利用区分	現料金 (1人1回)	新個人利用区分	新料金
大人 (高校生以上)	200円	大人	200円
子ども (中学生以下)	100円	高校生	100円
		子ども(小・中学生)	50円

個人利用回数券の導入(陸上競技場・戸吹スケートパーク)

個人利用の回数券を10月から販売いたします。

公園名	種別	券面額及び枚数		金額
		子ども券	大人券	
上柚木公園 (貸切りでない場合)	陸上競技場 (貸切りでない場合)	子ども券	50円券 11枚	500円
		高校生券	100円券 11枚	1,000円
		大人券	200円券 11枚	2,000円
戸吹スポーツ公園 (貸切りでない場合)	スケートパーク	子ども券(市内)	250円券 11枚	2,500円
		大人券(市内)	500円券 11枚	5,000円
		子ども券(市外)	300円券 11枚	3,000円
		大人券(市外)	600円券 11枚	6,000円

○回数券の使用期限はありません。
○回数券の返還・返金はできません。
○富士森公園陸上競技場は、リニューアルオープン後から販売いたします。

市外料金の導入(戸吹スケートパーク)

個人利用区分		現料金	新個人利用区分(全日)			新料金
貸切りでない場合 (全日)	子ども	250円	子ども		250円	
	大人	500円	市内	市外	300円	
			市内	市外	500円	
			大人	市外	600円	

【備考】市内とは、市内在住、通勤または在学のいずれかの者、市外とはこれに該当しない者とする。

■ 季節時間区分の統一

施設名	使用期間	使用時間
【テニスコート】 滝ノ原運動場 柵田運動場	4月1日～ 10月31日	8:45～10:45 10:45～12:45 12:45～14:45 14:45～16:45
	11月1日～ 3月31日	9:30～11:30 11:40～13:40 13:50～15:50
【ゲートボール】 柵田運動場	11月1日～ 3月31日	9:30～11:30 11:40～13:40 13:50～15:50

○滝ノ原運動場テニスコートのクレーコートのみ1月から3月末日まで閉場

新使用期間	使用時間
3月1日～ 10月31日	8:45～10:45 10:45～12:45 12:45～14:45 14:45～16:45
11月1日～ 2月末日	9:30～11:30 11:40～13:40 13:50～15:50

■ 使用時間区分外における超過料金の導入

大会やイベント開催時の使用時間前後の料金が生じます。

適用範囲	超過金額
有料運動施設 及び用器具	基本使用料額(利用料)の 30分相当額 ※30分に満たない端数は、30分とする。 ※10円未満の端数は、切り捨てる。

〈例〉ダイワハウススタジアム八王子の場合
◇8月1日の16:45の利用時間後に60分延長
して使用する

基本使用料額：8,000円(2時間以内)
⇒8,000円×1/4=2,000円(30分相当額)
⇒2,000円×2=4,000円(60分の超過料金)

■ 入場料を徴収する場合の特別徴収額の変更

種別	現金額
入場料を徴収する場合 有料運動施設使用料に 右の額を加算 (1日、1回)	40,000円

種別	新金額	
	職業スポーツ	200,000円
	社会人スポーツ	100,000円
その他	50,000円	

入場料を徴収する場合
有料運動施設使用料
に右の額を加算
(1日、1回)

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会
生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課

(富士森体育館)

〒193-0931 八王子市台町2-3-7

TEL:042-622-6720